

京都大学大学院医学研究科・医学部における動物実験の実施に関する規程

(平成19年3月22日教授会承認)

(平成27年3月12日教授会改正)

(令和2年1月9日教授会改正)

第1条 京都大学大学院医学研究科・医学部における動物実験に関しては、京都大学における動物実験の実施に関する規程（平成19年4月1日施行）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第2条 京都大学における動物実験の実施に関する規程を適正に実施するため、京都大学大学院医学研究科・医学部に動物実験委員会（以下「委員会」という）を置く。

第3条 委員会は、次の任務を行う。

- 一 動物実験の在り方についての必要事項を調査検討し審議する。
- 二 動物実験の計画の立案並びに実施に対し、動物実験責任者から京都大学における動物実験の実施に関する規程に基づく申請があったとき、医学研究科長・医学部長の諮問を受けて審議し、意見を述べ答申する。
- 三 施設等（飼養保管施設・実験室）の設置に対し、施設等管理者から京都大学における動物実験の実施に関する規程に基づく申請があったとき、医学研究科長・医学部長の諮問を受けて審議し、意見を述べ答申する。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 動物実験を行う基礎医学系分野等の教授、准教授又は講師 若干名
- 二 動物実験を行う臨床医学系分野等の教授、准教授又は講師 若干名
- 三 動物実験を行う社会医学系分野等の教授、准教授又は講師 若干名
- 四 動物実験を行う人間健康科学系分野等の教授、准教授又は講師 若干名
- 五 感染症・微生物学を専門とする教員 1名
- 六 倫理を専門とする教員 1名
- 七 動物実験施設長
- 八 動物実験施設教員 若干名
- 九 その他医学研究科長・医学部長が必要と認める者 若干名

2 委員は、医学研究科長・医学部長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第一項の委員の選出においては、動物実験等に関して優れた職見を有する者、実験動物に関して優れた職見を有する者、その他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含める。

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

4 委員長の任期は二年とし、再任は一回限りとする。ただし、補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

第7条 委員会の委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

第8条 委員会に動物実験審査部会（以下「部会」という）を置く。

2 部会は、委員会の委託を受け、別に定める動物実験計画書の審査及び施設等（飼養保管施設・実験室）の審査を行い、委員会に答申する。

3 部会は、前項の審査ごとに立ち上げ、委員長が指名する委員3名以上で組織する。

第9条 委員会及び部会は必要と認めるときは、委員以外の者を委員会及び部会に出席させて説明または意見を聴くことが出来る。

第10条 動物実験を実施しようとする場合には、動物実験責任者は所定の動物実験計画書を所属の専攻分野等の長を通じて医学研究科長・医学部長に提出して、承認を受けなければならない。

第11条 施設等（飼養保管施設・実験室）を設置する場合には、施設等管理者は所定の様式にて申請書を医学研究科長・医学部長に提出して承認を受けなければならない。

第12条 委員会に関する事務は、医学研究科事務部において処理する。

第13条 この要項に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 京都大学大学院医学研究科・医学部動物実験実施要項（平成12年12月21日教授会承認）は、廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年1月9日から施行する。